

浜松市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策助成事業費補助金



浜松市

原油価格・物価高騰の状況を踏まえ、障害福祉サービス等事業所に対して物価高騰に対する負担軽減を目的とする補助金を交付するもの。

光熱費に係る補助

※令和6年7月31日時点で障害福祉サービス等の事業を実施している法人に限る。
(令和6年7月1日から7月31日の期間に事業実施していない事業所は補助対象から除く。)
※浜松市が設置者、浜松市が所有する施設で事業実施する事業者は補助対象外。

対象サービス※	補助率	補助の考え方
療養介護、障害者支援施設、宿泊型自立訓練、グループホーム、障害児入所施設、短期入所、生活介護、自立訓練、就労継続支援、就労移行支援、就労定着支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援	10/10	事業所ごとの令和6年7月31日時点の定員数等で決まる対象区分により定められた補助基本額の10/10の額を補助する。

支援イメージ

物価高騰分

国支援終了分
令和6年6.7月分

市負担分
(10/10)

光熱費等

光熱費等

補助の流れ

浜松市

① 交付申請
(令和7年1月17日まで)

② 交付決定

③ 請求
(交付決定後、随時)

④ 支払い
(3月に入金予定)

申請者(法人)